

京都市民間保育園等における加配（条例基準部分）に係る経費支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、次条各号に定める施設が、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例に定める保育士等の配置に関する基準を満たすために必要な人員を確保するに当たり、内閣総理大臣が定める基準により算定した公定価格では不足する経費を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

（支給の対象）

第2条 この要綱により支給する経費の対象者は、次の各号に掲げる施設のうち、本市以外の者が運営する施設の設置者（以下「民間保育園等」という。）とする。

- (1) 児童福祉法第35条第4項により市長の認可を受けて設置された保育所
- (2) 京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例第2条第2項第3号に定める保育所型認定こども園
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項により市長又は京都府知事の認可を受けた認定こども園（幼保連携型認定こども園）

（経費の支給）

第3条 この要綱により支給する経費の額は、別表の区分に基づき、以下の算式により算出した額の合計とする。ただし、この算式において対象とすることができる児童は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもに限り、また、算出は別表の区分に応じて各月初日の1歳児、4歳児及び5歳児ごとに行う。

$$\text{対象歳児数} \times \left(\text{基本加算単価} + \text{処遇改善等加算単価} \right)$$

- 2 民間保育園等は市長に対して、前項により算出した経費について、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の例により請求を行い、市長は当該請求の内容について審査のうえ、保育士等の配置数が条例で定める基準を満たす限りにおいて、必要な経費を支払うものとする。
- 3 市長は、第1条に定める目的を達成するために必要があると認めるときは、概算払をすることができる。
- 4 市長は、前3項の規定により同一年度内に支払った経費について、民間保育園等における対象歳児数や保育士等の配置人数の実績等に応じて、必要な範囲で経費の調整を行うことができる。

（報告、検査及び指示）

第4条 市長は、経費の支給に当たり必要があると認めるときは、民間保育園等に対し、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

（支給の取消し・返還請求）

第5条 市長は、この要綱による経費の支給を受けた民間保育園等が次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部の支給を取り消し、又は支給額を変更することができる。

- (1) 前条の規定による報告、検査及び指示を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
 - (2) 不正又は虚偽の申請をしたとき
 - (3) 保育士等の配置数が条例で定める基準を満たしていないことが判明したとき
- 2 市長は、前項の規定により支給の取消し又は支給額の変更を行った場合で、かつ、既に経費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるほか、返還を受けるべき額の全部又は一部について、未払いの経費に充当することができる。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（以下「費用算定基準」という。）に定める加算等の適用状況により、以下のとおりとする。

なお、年齢の区分は、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日における年齢によるものとし、また、処遇改善等加算単価の区分については、費用算定基準第1条第17号に定める基礎分及び同条第18号に定める賃金改善分の合計によるものとし、かつ、第2条各号の施設類型に応じて定めるものとする。

1 4歳以上児配置改善加算及び1歳児配置改善加算の適用がある場合

(1) 基本加算単価（単位：円）

区分	4歳児
基本加算単価	5,280

(2) 処遇改善等加算単価（単位：円）

ア 保育所（第2条第1号）の場合

区分		4歳児
処 遇 改 善 等 加 算 単 価	処遇改善等加算率(19%)	1,130
	処遇改善等加算率(18%)	1,080
	処遇改善等加算率(17%)	1,030
	処遇改善等加算率(16%)	980
	処遇改善等加算率(15%)	930
	処遇改善等加算率(14%)	880
	処遇改善等加算率(13%)	830
	処遇改善等加算率(12%)	780
	処遇改善等加算率(11%)	730
	処遇改善等加算率(10%)	680
	処遇改善等加算率(9%)	630
	処遇改善等加算率(8%)	580
	処遇改善等加算率(7%)	530
	処遇改善等加算率(6%)	480
	処遇改善等加算率(5%)	430
	処遇改善等加算率(4%)	380
処遇改善等加算率(3%)	330	
処遇改善等加算率(2%)	280	

イ 認定こども園（第2条第2号及び第3号）の場合

区分		4歳児
処遇改善等加算単価	処遇改善等加算率(19%)	1, 140
	処遇改善等加算率(18%)	1, 090
	処遇改善等加算率(17%)	1, 040
	処遇改善等加算率(16%)	990
	処遇改善等加算率(15%)	940
	処遇改善等加算率(14%)	890
	処遇改善等加算率(13%)	840
	処遇改善等加算率(12%)	790
	処遇改善等加算率(11%)	740
	処遇改善等加算率(10%)	690
	処遇改善等加算率(9%)	640
	処遇改善等加算率(8%)	590
	処遇改善等加算率(7%)	540
	処遇改善等加算率(6%)	490
	処遇改善等加算率(5%)	440
	処遇改善等加算率(4%)	390
	処遇改善等加算率(3%)	340
処遇改善等加算率(2%)	290	

2 4歳以上児配置改善加算の適用があり、1歳児配置改善加算の適用がない場合

(1) 基本加算単価（単位：円）

区分	1歳児	4歳児
基本加算単価	17,620	5,280

(2) 処遇改善等加算単価（単位：円）

ア 保育所（第2条第1号）の場合

区分		1歳児	4歳児
処 遇 改 善 等 加 算 単 価	処遇改善等加算率(19%)	3,670	1,130
	処遇改善等加算率(18%)	3,500	1,080
	処遇改善等加算率(17%)	3,330	1,030
	処遇改善等加算率(16%)	3,160	980
	処遇改善等加算率(15%)	2,990	930
	処遇改善等加算率(14%)	2,820	880
	処遇改善等加算率(13%)	2,650	830
	処遇改善等加算率(12%)	2,480	780
	処遇改善等加算率(11%)	2,310	730
	処遇改善等加算率(10%)	2,140	680
	処遇改善等加算率(9%)	1,970	630
	処遇改善等加算率(8%)	1,800	580
	処遇改善等加算率(7%)	1,630	530
	処遇改善等加算率(6%)	1,460	480
	処遇改善等加算率(5%)	1,290	430
	処遇改善等加算率(4%)	1,120	380
処遇改善等加算率(3%)	950	330	
処遇改善等加算率(2%)	780	280	

イ 認定こども園（第2条第2号及び第3号）の場合

区分		1歳児	4歳児
処遇改善等加算単価	処遇改善等加算率(19%)	3,680	1,140
	処遇改善等加算率(18%)	3,510	1,090
	処遇改善等加算率(17%)	3,340	1,040
	処遇改善等加算率(16%)	3,170	990
	処遇改善等加算率(15%)	3,000	940
	処遇改善等加算率(14%)	2,830	890
	処遇改善等加算率(13%)	2,660	840
	処遇改善等加算率(12%)	2,490	790
	処遇改善等加算率(11%)	2,320	740
	処遇改善等加算率(10%)	2,150	690
	処遇改善等加算率(9%)	1,980	640
	処遇改善等加算率(8%)	1,810	590
	処遇改善等加算率(7%)	1,640	540
	処遇改善等加算率(6%)	1,470	490
	処遇改善等加算率(5%)	1,300	440
	処遇改善等加算率(4%)	1,130	390
	処遇改善等加算率(3%)	960	340
	処遇改善等加算率(2%)	790	290

3 4歳以上児配置改善加算及び1歳児配置改善加算の適用がない場合

(1) 基本加算単価（単位：円）

区分	1歳児	4歳児	5歳児
基本加算単価	17,620	8,800	3,520

(2) 処遇改善等加算単価（単位：円）

ア 保育所（第2条第1号）の場合

区分		1歳児	4歳児	5歳児
処 遇 改 善 等 加 算 単 価	処遇改善等加算率(19%)	3,670	1,810	680
	処遇改善等加算率(18%)	3,500	1,730	650
	処遇改善等加算率(17%)	3,330	1,650	620
	処遇改善等加算率(16%)	3,160	1,570	590
	処遇改善等加算率(15%)	2,990	1,490	560
	処遇改善等加算率(14%)	2,820	1,410	530
	処遇改善等加算率(13%)	2,650	1,330	500
	処遇改善等加算率(12%)	2,480	1,250	470
	処遇改善等加算率(11%)	2,310	1,170	440
	処遇改善等加算率(10%)	2,140	1,090	410
	処遇改善等加算率(9%)	1,970	1,010	380
	処遇改善等加算率(8%)	1,800	930	350
	処遇改善等加算率(7%)	1,630	850	320
	処遇改善等加算率(6%)	1,460	770	290
	処遇改善等加算率(5%)	1,290	690	260
	処遇改善等加算率(4%)	1,120	610	230
処遇改善等加算率(3%)	950	530	200	
処遇改善等加算率(2%)	780	450	170	

イ 認定こども園（第2条第2号及び第3号）の場合

区分		1歳児	4歳児	5歳児
処遇改善等加算単価	処遇改善等加算率(19%)	3,680	1,820	680
	処遇改善等加算率(18%)	3,510	1,740	650
	処遇改善等加算率(17%)	3,340	1,660	620
	処遇改善等加算率(16%)	3,170	1,580	590
	処遇改善等加算率(15%)	3,000	1,500	560
	処遇改善等加算率(14%)	2,830	1,420	530
	処遇改善等加算率(13%)	2,660	1,340	500
	処遇改善等加算率(12%)	2,490	1,260	470
	処遇改善等加算率(11%)	2,320	1,180	440
	処遇改善等加算率(10%)	2,150	1,100	410
	処遇改善等加算率(9%)	1,980	1,020	380
	処遇改善等加算率(8%)	1,810	940	350
	処遇改善等加算率(7%)	1,640	860	320
	処遇改善等加算率(6%)	1,470	780	290
	処遇改善等加算率(5%)	1,300	700	260
	処遇改善等加算率(4%)	1,130	620	230
	処遇改善等加算率(3%)	960	540	200
	処遇改善等加算率(2%)	790	460	170

4 4歳以上児配置改善加算の適用がなく、1歳児配置改善加算の適用がある場合

(1) 基本加算単価 (単位：円)

区分	4歳児	5歳児
基本加算単価	8,800	3,520

(2) 処遇改善等加算単価 (単位：円)

ア 保育所 (第2条第1号) の場合

区分		4歳児	5歳児
処 遇 改 善 等 加 算 単 価	処遇改善等加算率(19%)	1,810	680
	処遇改善等加算率(18%)	1,730	650
	処遇改善等加算率(17%)	1,650	620
	処遇改善等加算率(16%)	1,570	590
	処遇改善等加算率(15%)	1,490	560
	処遇改善等加算率(14%)	1,410	530
	処遇改善等加算率(13%)	1,330	500
	処遇改善等加算率(12%)	1,250	470
	処遇改善等加算率(11%)	1,170	440
	処遇改善等加算率(10%)	1,090	410
	処遇改善等加算率(9%)	1,010	380
	処遇改善等加算率(8%)	930	350
	処遇改善等加算率(7%)	850	320
	処遇改善等加算率(6%)	770	290
	処遇改善等加算率(5%)	690	260
処遇改善等加算率(4%)	610	230	
処遇改善等加算率(3%)	530	200	
処遇改善等加算率(2%)	450	170	

イ 認定こども園（第2条第2号及び第3号）の場合

区分		4歳児	5歳児
処遇改善等加算単価	処遇改善等加算率(19%)	1, 820	680
	処遇改善等加算率(18%)	1, 740	650
	処遇改善等加算率(17%)	1, 660	620
	処遇改善等加算率(16%)	1, 580	590
	処遇改善等加算率(15%)	1, 500	560
	処遇改善等加算率(14%)	1, 420	530
	処遇改善等加算率(13%)	1, 340	500
	処遇改善等加算率(12%)	1, 260	470
	処遇改善等加算率(11%)	1, 180	440
	処遇改善等加算率(10%)	1, 100	410
	処遇改善等加算率(9%)	1, 020	380
	処遇改善等加算率(8%)	940	350
	処遇改善等加算率(7%)	860	320
	処遇改善等加算率(6%)	780	290
	処遇改善等加算率(5%)	700	260
	処遇改善等加算率(4%)	620	230
	処遇改善等加算率(3%)	540	200
	処遇改善等加算率(2%)	460	170

(参考)

別表1～4それぞれについて加算の適用状況をまとめると以下のとおりとなる。

項番 加算	1	2	3	4
4歳以上児 配置改善加算	○	○	×	×
1歳児 配置改善加算	○	×	×	○